

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 (北水上)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月26日、令和6年12月17日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・北水上地区の農家戸数は30戸で、内、18戸が自己完結型の水稲経営を行っている。
 ・専業農家1名が、水稲+花きの複合経営を行っている。
 ・地区内の認定農業者1名が水稲の大規模経営を行っている。
 ・周辺地区の認定農業者2名が、当地区で水稲を栽培している。
 ・山際の竹・木の処理や畦畔、法面が大きいため、畔草等の管理に苦慮している。
 ・農業用ため池(東播用水受水池)の一部では、前法の法面が陥没するなど、早期修繕を要する状態になっているとともに、県営圃場整備後30年以上が経ち、用水パイプラインの補修が既に始まっている。加えて、それら維持管理にかかる費用負担の捻出が大きな農家負担となっている。
 ・有害鳥獣(イノシシ、アライグマ)の被害が年々拡大しており、農地のみならず、農道への被害もある。
 ・意向調査回答者34名(隣接地区居住の入り作者を含む)の内、23名(68%)が65歳以上で、今後、高齢化がさらに進む見込みである。また、規模拡大意向農家はおらず、高齢化等によって、17名の農家が規模縮小や離農の意向を持っている。遊休農地も増加しており、今後の地域農業のあり方や将来の農地利用についての検討が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き、契約栽培である酒米「山田錦」を主要作物としつつ、食用米(小粒)はキヌヒカリ、ヒノリカリ等とする。今後、個別完結型の形態を中心に営農を進めつつ、空き農地が発生する場合は、隣接農業者への耕作の打診や地区内の認定農業者を中心に農地集積をすすめるとともに、近隣の認定農業者等の担い手への農地集積も検討する。
 また、担い手不足、農業機械の高騰の対応策として、集落の農業者同士が協力や助け合いができる、新たな仕組みを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員、農地利用最適化推進員と調整し、規模拡大志向農家や認定農業者等を中心に農地バンクを通じた集積、集約化をすすめる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区農家に周知を行いながら、現在の利用権設定や規模縮小・離農に伴う権利設定は、中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備は完了している。パイプラインの老朽化による対応が将来発生することから、積み立てを行っている。加えて、ため池の補修・改修も検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
北水上集落において、新規就農者等就農を希望する者がある場合は、地域の貴重な担い手として受け入れできるルールを作り、三木市や加西農業改良普及センター、JAみのりとも連携し、多様な担い手育成確保に取り組む。あわせて、集落の農業者同士が協力や助け合いができる新たな仕組みについて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
良質な水稲生産に欠かせない病害虫の仕上げ防除について、みのり農業協同組合に防除を委託する。また、土壌改良資材の散布等を援農みのりへ委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシによる被害を軽減するため、イノシシ防護柵の設置を地域ぐるみで取り組んでいる。今後、地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ⑦多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路等の保全管理をすすめ、継続的な農業生産や快適な住環境づくりに取り組む。